

京都市告示第540号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和4年12月16日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市松ヶ崎駅自転車駐車場、京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市西大路御池駅自転車等駐車場、京都市東野駅自転車駐車場、京都市御陵駅南自転車駐車場、京都市御陵駅北自転車等駐車場、京都市栂辻駅自転車駐車場、京都市小野駅自転車等駐車場、京都市太秦天神川駅自転車等駐車場、京都市醍醐駅自転車駐車場、京都市西賀茂自転車駐車場、京都市市役所前広場自転車駐車場、京都市御射山自転車等駐車場及び京都市石田駅自転車等駐車場	株式会社 アーキエムズ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市京都駅八条口西自転車駐車場、京都市京都駅八条口東自転車駐車場、京都市桂川駅東自転車等駐車場、京都市桂川駅西自転車等駐車場、京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場、京都市円町駅自転車等駐車場、京都市二条駅南自転車駐車場、京都市西大路駅北自転車駐車場、京都市太秦自転車等駐車場及び京都市花園駅自転車等駐車場	株式会社 アーキエムズ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市桂駅東口自転車駐車場、京都市桂駅南自転車等駐車場、京都市西院自転車駐車場、京都市西京極自転車駐車場、京都市桂駅西口自転車駐車場及び京都市松尾大社駅自転車等駐車場	株式会社 アーキエムズ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市東寺駅自転車等駐車場、京都市近鉄十條駅自転車等駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	株式会社 アーキエムズ	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(建設局自転車政策推進室)